備考）1　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、ＪＩＳ　A1460による。
2　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

備考）　ＪＩＳ　A5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号ＫＳに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なＨｆ蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考）　本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Ｖを超え、7000Ｖ以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
①絶縁材料としてガスを使用するもの
②H種絶縁材料を使用するもの
③スコット結線変圧器
④３以上の巻線を有するもの
⑤柱上変圧器
⑥単相変圧器であって定格容量が５kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨定格二次電圧が100Ｖ未満のもの又は600Ｖを超えるもの
⑩風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相数	定格周波数	定　格　容　量	
油入変圧器	単　相	50Hz		$E=15.3S^{0.696}$
		60Hz		$E=14.4S^{0.698}$
	三　相	50Hz	500kVA以下	$E=23.8S^{0.653}$
			500kVA超	$E=9.84S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.6S^{0.651}$
			500kVA超	$E=18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単　相	50Hz		$E=22.9S^{0.647}$
		60Hz		$E=23.4S^{0.643}$
	三　相	50Hz	500kVA以下	$E=33.6S^{0.626}$
			500kVA超	$E=24.0S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E=32.0S^{0.641}$
			500kVA超	$E=26.1S^{0.716}$

備考）1　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
2　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
3　Ｅ及びＳは、次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）
Ｓ：定格容量（単位：kVA）
4　表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する準標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考）1　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
2　吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、ＪＩＳ　B8622による。